

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	建設業許可番号
株式会社西原環境	東京都港区海岸3-20-20	1-011565

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

2 指名停止措置期間

令和4年7月9日 ~ 令和4年8月8日 (1箇月間)

3 指名停止措置の適用範囲

ひたちなか市が発注する工事等

4 事実概要

株式会社西原環境は、愛知県豊橋市発注の「いずみが丘処理場」の運転保守管理において、令和3年8月19日、従業員に水量の確認作業を行わせるにあたり、作業中又は通行中の労働者がマンホールから転落する危険を防止するための高さ75センチメートル以上の丈夫な柵等を設けるなどの転落防止に必要な措置を講じなかったとして、労働安全衛生法違反により、令和4年5月23日付けで豊橋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5 指名停止理由

「ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱」第2条別表第2に掲げる(不正又は不誠実な行為)第13項(1)に該当するため。

〈ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 13 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	
(1) 業務に関し、法令に違反したとき。	1月以上9月以内
(2) 市発注工事に当たり、下請負代金の全部又は一部に不払いがあったと市長が認めたとき。	1月以上9月以内
(3) その他、業務に関し不正又は不誠実な行為があったと市長が認めたとき。	1月以上9月以内

問 い 合 わ せ 先

ひたちなか市総務部契約検査課
ひたちなか市東石川2-10-1
電話 029-273-0111